

## 基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書（第6号様式別表14）記載の手引

### 1 この計算書の用途等

この計算書は、法人の事業税に係る税額の算出において標準税率以外の税率が適用される法人が、特別法人事業税又は地方法人特別税（地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）附則第31条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第9条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法に規定する地方法人特別税をいいます。）の課税標準となる基準法人所得割額又は基準法人収入割額の計算を行う場合に記載し、第6号様式の申告書に併せて提出してください。

### 2 各欄の記載のしかた

欄	記載のしかた	留意事項
1 「※処理事項」		記載する必要はありません。
2 「法人番号」	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により指定された法人番号を記載してください。	
3 「所得割の課税標準」又は「収入割の課税標準」の各欄	各申告書の法人の事業税の所得割又は収入割の「課税標準」の各欄の額をそれぞれ記載してください。	
4 「税率」の各欄	法人の事業税の標準税率を記載してください。	